

とやまの高校生ライフプラン教育充実事業実施要綱

富山県教育委員会

1 趣 旨

生涯を見通し、自己の在り方・生き方を考える副教材を活用するとともに、地域人材によるライフデザインセミナー、赤ちゃんふれあい体験等を実施することにより、ライフプラン教育の普及・充実に努める。

2 内 容

- (1) **ライフプラン教育副教材の活用及びライフプランに係る課題研究等の推進**
副教材（デジタルブック）の活用及びライフプランをキーワードにした課題研究等の推進を図る。
- (2) **「ライフデザインセミナー」の開催**
地域で活躍する方や産婦人科医等の専門家などの多様な地域人材から、ライフキャリアや将来をよりよく生きるために必要な知識や情報を学ぶことで、ライフプランをより深く考える契機とする。
- (3) **ふれあい体験**
 - A **高校生の赤ちゃんふれあい体験**
学校等に赤ちゃんと保護者を招き、子育ての楽しさや命の尊さを学ぶ。
 - B **保育所等でのふれあい体験**
近隣に保育所等がなくふれあい体験の実施が困難な学校に、生徒移動のためのバス等借上料を補助し、ふれあい体験の推進を図る。
- (4) **指導事例の研究及び教員研修会の実施**
ライフプラン教育の指導事例を研究するとともに教員研修会等で周知し、ライフプラン教育の普及・充実に努める。

3 その他

- (1) **ライフプラン教育研究委員会の設置**
副教材の改訂、指導事例の研究及び教員研修会の企画運営は、「ライフプラン教育研究委員会」を設置してこれを行う。
- (2) 本事業の実施にあたっては、家庭科の他、特別活動や総合的な探究の時間、保健体育科などと連携して効果的に行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。